



既に公になっている事実については、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、当該箇所について開示する内容の公文書の開示に係る通知を行った。

- 6 異議申立人は、平成28年1月25日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 7 実施機関は、異議申立書に不備があったため平成28年2月10日付けで異議申立人に対して補正を命じ、異議申立人は、当該補正命令に従って、補正書を平成28年2月16日付けで提出した。
- 8 実施機関は、平成28年2月18日付け27健第8053号により当審査会に諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が対象公文書を一部開示とした決定を取り消すとの決定を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書の内容から、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関が開示しなかった箇所に記載されている内容は、福島県の被災〇〇救援に関する意見のやり取りであると思われる。
- (2) 当該箇所には、開示することにより公共の利益につながる重要な情報が含まれていると思われ、また、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するようなおそれがあるとは言えないため、開示すべきである。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、公文書一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

#### 1 対象公文書の特定について

対象公文書は、異議申立人に確認を行った上で、合同連絡会議事録及び会議資料並びに意見交換会議事録及び会議資料であると特定した。

#### 2 本件処分理由について

- (1) 個人の氏名（法人の役員及び公務員等を除く。）については、公にすることにより個人の権利、利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当すると判断し、不開示とした。
- (2) 旧〇〇〇〇並びに各被災地に設置された〇〇救護本部（以下「救護本部」という。）の構成団体のうち福島県及び他の地方公共団体を除いた法人（以下「本部構成私法人」という。）の発言で、未確定な情報及び意見については、旧〇〇〇〇及び本部構成私法人（以下これらを「〇〇救援法人等」という。）は災害時の〇〇救護活動を行う団体であり、これを開示することにより、〇〇救援法人等への信用上の不利益が生じ、その活動に支障をきたすおそれがあること、〇〇救援法人等の運営方針や経理等の決定に影響を及ぼすおそれがあること、そしてこれらの支障等は公にすること

の公益性を考慮してもなお看過し得ないものであると判断されることから、条例第7条第3号に該当すると判断し、不開示とした。

- (3) 救護本部の構成団体である福島県及び他の地方公共団体(以下「本部構成公法人」という。)の発言のうち、未成熟な情報及び意見については、県の機関、他の地方公共団体及び〇〇救援法人等との相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあること、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあること、災害時の〇〇救護活動を行う本部構成公法人の活動に支障を来すおそれがあり、公にすることの公益性を考慮してもなお、それらの支障が看過しえないと考えられることから、条例第7条第5号に該当すると判断し、不開示とした。
- (4) 本件処分にあたっては、新〇〇〇〇に対して意見照会を行い、新〇〇〇〇からは対象公文書の全部を不開示とすることを希望する意見書が提出されたが、対象公文書中、上記不開示事由に該当する箇所のみを不開示とし、その他の箇所については開示とする判断を行った。

## 第5 審査会の判断

### 1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は第4の1のとおり本件開示請求の対象公文書を特定しており、このことについて異議申立人と実施機関との間に争いはないため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものとして、以下条例第7条第2号、第3号及び第5号の該当性等について検討する。

### 2 条例第7条第2号について

#### (1) 条例第7条第2号の趣旨について

本号は、個人のプライバシーがいったん開示されると、当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、特定の個人が識別され得るような情報を原則として不開示とすることを定めたものであると解される。

また、同号ただし書では、同号本文に該当する情報であっても、公知の情報や人の生命、財産等を保護するために公にすることが必要な情報が含まれることから、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められるものは不開示としないことを限定的に定めたものと解される。

#### (2) 条例第7条第2号の該当性について

当審査会において対象公文書を実際に見分したところ、実施機関が条例第7条第2号を根拠に不開示とした部分には、合同連絡会及び意見交換会の出席者の氏名が記載されていた。

当該不開示部分は、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、当該部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

### 3 条例第7条第3号について

(1) 条例第7条第3号の趣旨について

本号は、法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めるとともに、当該法人等又は当該事業を営む個人の正当な利益に優越する公益が認められるものを例外的開示事項として規定したものであると解される。

なお、本号中の「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいうものと解される。

(2) 条例第7条第3号の該当性について

当審査会において対象公文書を実際に見分したところ、実施機関が条例第7条第3号を根拠に不開示とした部分には、合同連絡会及び意見交換会に出席した、旧〇〇〇〇の本部長、事務局長及び本部構成私法人職員の発言並びに救護本部が作成した会議資料のうち救護本部が今後の課題として認識している事項が記載されていたので、以下個別に判断する。

ア 旧〇〇〇〇の本部長及び事務局長の発言について

当該発言のうち別表の「実施機関不開示部分」に掲げる部分については、今後の旧〇〇〇〇の運営や〇〇救護に関する方針等の未確定な内容が含まれているので、これを開示することにより、当該内容が確定した事実であると誤解され、旧〇〇〇〇及び新〇〇〇〇の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、当該部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

しかし、当該発言のうち別表の「実施機関不開示部分」に掲げる部分以外の部分については、未確定な事実及び意見であるとは認められず、これを開示することで、旧〇〇〇〇及び新〇〇〇〇の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号の規定により当該部分を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

イ 本部構成私法人職員の発言について

当該発言のうち別表の「実施機関不開示部分」に掲げる部分については、今後の本部構成私法人及び救護本部の運営や〇〇救護に関する方針等の未確定な内容が含まれており、これを開示することにより、当該内容が確定した事実であると誤解され、本部構成私法人及び救護本部の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、当該部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

しかし、当該発言のうち別表の「実施機関不開示部分」に掲げる部分以外の部分については、未確定な事実及び意見であるとは認められず、これを開示することで、本部構成私法人及び救護本部の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号の規定により不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

ウ 会議資料のうち救護本部が今後の課題として認識している事項について

当該事項に係る情報については、東日本大震災時の〇〇対応の一般的課題として本件処分時において公知の事実に基づく内容にとどまるものであり、未確定な事実及び意見であるとは認められない。

したがって、これを開示することで、救護本部の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号の規定により当該部分を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

#### 4 条例第7条第5号について

##### (1) 条例第7条第5号の趣旨について

本号は、行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされるものであり、その間の内部情報のうち、その途中で公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報等を不開示とするものであると解される。

なお、本号中の「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合をいうと解される。

##### (2) 条例第7条第5号の該当性について

当審査会において対象公文書を実際に見分したところ、実施機関が条例第7条第5号を根拠に不開示とした部分には、合同連絡会及び意見交換会に出席した、本部構成公法人職員の発言が記載されていた。

当該発言のうち別表の「実施機関不開示部分」に掲げる部分については、これまでの救護活動への反省や問題点、今後の救護本部の救護活動や義援金配分の計画に関する内容等が含まれており、これを開示することにより、外部からの干渉、圧力等により自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることに加え、計画段階の未成熟な情報が確定した情報と誤解されるおそれがあると認められることから、当該部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

しかし、当該発言のうち別表の「実施機関不開示部分」に掲げる部分以外の部分については、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、当該情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、看過し得ない程度の支障があるとは認められないことから、条例第7条第5号の規定により当該部分を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

#### 5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別表

公文書の件名	実施機関不開示部分
「○○○○○○○○○○○○ ○及び東日本大震災現 地対策本部合同連絡」会 議録	<p>「1 本部長あいさつ」の発言のうち、上から7行目～8行目まで</p> <p>「2 事務局長あいさつ」の発言のうち、上から1行目の右から18文字目～3行目の左から19文字目まで</p> <p>「4 義援金の効果的な活用による終息に向けた今後の救護活動の在り方」のうち、</p> <p>ア 上から3行目の右から19文字目～4行目まで</p> <p>イ 上から11行目の左から7文字目～21文字目まで</p>
「合同連絡会議出席者名簿」	<p>「氏名」の欄に記載されている情報のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 上から5段目の欄の氏名</p> <p>イ 下から11段目の欄の氏名</p> <p>ウ 下から10段目の欄の氏名</p> <p>エ 下から9段目の欄の氏名</p> <p>オ 下から7段目の欄の氏名</p> <p>カ 下から4段目の欄の氏名</p> <p>キ 下から3段目の欄の氏名</p> <p>ク 下から2段目の欄の氏名</p>
「東日本大震災現地対策本部との意見交換会」議事録	<p>「(1) ○○○○○○○○○○○の組織体制の変更について」の○○本部長発言のうち、上から3行目の右から2文字目～4行目まで</p> <p>「(2) 各県市○○救護現地本部の今後の救護活動計画及び必要な経費等について」のうち、</p> <p>ア ○○○○○○○○○○○の発言のうち、上から1行目の右から20文字目～2行目の14文字目まで</p> <p>イ ○○○○○○○○の発言のうち、上から5行目～7行目の左から20文字目まで</p> <p>「(3) その他」のうち、</p> <p>ア 本部長の発言の全て</p> <p>イ ○○○○○○事務局長の発言のうち、上から2行目の左から7文字目～4行目まで</p>
意見交換会出席者	<p>「氏名」の欄に記載されている情報のうち、次に掲げるもの</p>

	ア 上から2段目の欄の氏名
	イ 下から7段目の欄の氏名
	ウ 下から2段目の欄の氏名
	エ 下から1段目の欄の氏名

備考 公文書の件名の欄の「」部分は、平成27年11月27日付け27健第5901号による公文書一部開示決定通知書で開示された公文書に記載されている文書の見出しを記載している。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 2月18日	・ 諮問書受付
平成28年 2月19日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成28年 3月 8日	・ 実施機関が一部開示決定理由説明書を提出
平成28年 3月10日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成29年 9月12日 (第258回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成29年10月19日 (第259回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成29年11月15日 (第260回審査会)	・ 審議
平成29年12月12日 (第261回審査会)	・ 審議
平成30年 1月16日 (第262回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村上 敬子	税理士	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者